

# 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第二〇号)

## 一、提案理由(平成一八年三月一〇日・衆議院厚生労働委員会)

川崎国務大臣 ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府においては、平成十八年度予算編成の基本方針を閣議決定し、国と地方に関する三位一体の改革を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、真に住民に必要な行政サービスを地方がみずからの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国、地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることとしております。

また、一昨年成立した年金制度改正法においては、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げることとし、これに向けて、平成十七年度及び平成十八年度において、所要の税制上の措置を講じた上で、国庫負担割合を適切な水準へ引き上げるものとされたところであります。

この法律案は、かかる政府の方針等を受け、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引き上げ、基礎年金の国庫負担割合の引き上げ、国庫補助金等の廃止等の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、児童手当及び児童扶養手当の支給に要する費用について、国、都道府県等の負担の割合を見直すとともに、児童手当においては、給付の支給対象年齢について、現行の小学校第三学年修了前までを、小学校修了前までに引き上げることとしております。

第二は、基礎年金の国庫負担割合について、平成十八年度以降は、三分の一に千分の十一を加えた割合から、三分の一に千分の二十五を加えた割合に引き上げることとしております。

第三は、特別養護老人ホーム等の施設整備に充てる都道府県交付金の一般財源化を行うとともに、介護保険施設等における保険給付費について、国と都道府県の負担の割合を見直すこととしております。

第四は、市町村または都道府県による知的障害児施設等の施設整備に要する費用等について国庫負担の対象外とすることとしております。

最後に、この法律は平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一八年三月二三日)

岸田文雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生労働委員会における審

査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、児童手当及び児童扶養手当について、国、都道府県等の負担割合を見直すこと、

第二に、児童手当の支給対象を小学校修了前までに引き上げること、

第三に、基礎年金の国庫負担割合を引き上げること  
等であります。

……………（略）……………

両案は、去る三月六日本委員会に付託され、十日提案理由の説明を聴取し、同日から質疑に入り、十四日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十二日に質疑を終局いたしました。次いで、内閣の意見を聴取した後、両案について討論、採決を行った結果、小宮山洋子君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一八年三月三一日）

山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成十八年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、児童手当における国庫負担の割合の見直し及び支給対象年齢の引上げ、基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ、その他国庫補助金等の廃止等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案に加え、岡崎トミ子君外二名発議の児童手当法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、審査を行い、三位一体改革の意義と評価、児童手当等の国庫負担割合引下げの決定に至る経緯、児童手当制度の理念と財源等の在り方、母子家庭への就労支援策の重要性、施設整備費の一般財源化による影響、次世代育成支援対策の在り方等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して島田智哉子委員より反対、自由民主党及び公明党を代表して中村博彦理事より賛成、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。